ご注意いただきたいこと（必ずご覧ください）

企業年金制度（厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、非適格退職年金制度など）にかかる年金信託および指定運用型の退職給付信託（以下総称して「本信託」といいます。）については以下の内容を十分にお読みください。

■ 本信託に関するリスク

- 本信託では、お客さまの信託財産を（【年金信託の場合】各種の年金投資基金信託受益権等を通して、または直接に）投資対象である株式、公社債、外貨建て証券、不動産等に投資し、または貸付金として貸し付けるなどして運用します。これら投資対象は価格変動を伴うため、以下のような場合に元本の欠損が生じるおそれがあります。
  - 株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場、その他金融商品市場における株価指数等の指標の変動に伴い、運用対象である有価証券等（投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等も含む。以下同じ。）の価格が変動する場合
  - 有価証券等の発行者や保証会社等、または貸付金や貸付有価証券（現金担保の再運用を含む）の貸出・運用先の業務や財産状況の変化に伴い運用対象である有価証券等の価格が変動する場合
  - 一般信用取引の取引相手となる証券会社の業務や財産の状況に変化が生じた場合
- 為替オーバーレイ運用および一般信用取引では、売り建てた通貨や株式の価格が予想とは反対に変化したときの損失が限定されていません。

■ **本信託のお客さまにご負担いただく費用**

お客さまには、信託契約に基づき①および②の費用を、業務委託契約等に基づき③の費用をそれぞれの費用に係る消費税等と共にご負担いただきます。なお、これらの費用は信託財産の中からいただくか、またはお客さまにご請求します。（費用の詳細については株式会社埼玉りそな銀行にお問い合わせください）

① 信託契約期間中にご負担いただく費用

項目	内容
信託報酬（信託財産の運用・管理にかかる費用）	信託財産に対して信託報酬率を乗じて計算します。信託報酬率は、お客さまからご提示いただく信託財産の運用指針、信託財産額等に応じて個別に決定するため記載することができません。
投資対象に係る手数料等	ヘッジファンド、ファンド・オブ・ヘッジファンズ等への投資にあたっては、当該ファンド等の組成費用、信託報酬等がかかる場合があります。また、投資事業有限責任組合や匿名組合等への出資にあたっては、組合等の監査費用、売買手数料、郵送費、振込手数料、弁護士費用等がかかる場合があります。これらの手数料等は種類が多岐に亘り、また運用状況等により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。
信託事務の処理に要する手数料等	有価証券売買委託手数料、株式分割手数料、名義書換手数料、外国証券の取得管理費用、有価証券保管手数料、信託財産留保金その他費用が発生しますが、これらは信託財産の運用状況、保管状況等により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

② 年金信託契約解除時にご負担いただく費用

早期解除手数料	契約締結の日から最長5年以内（契約種別により異なります）に契約の解除の申し出があった場合8.には、契約解除日における信託財産に対して、6.6%（税込）を上限とする料率を乗じて計算する早期解除手数料をご負担いただきます。

③ その他年金制度の運営等に関してご負担いただく費用

株式会社りそな銀行がお客さまの年金制度の幹事受託機関として年金制度の管理や資金のとりまとめを担当する場合には、委託を受ける業務の内容に応じて手数料をご負担いただきます。この手数料は委託を受ける業務の内容により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

■ **本信託に関してご注意いただきたい事項**

- 本信託は、元本及び収益が保証されていない実績配当型の商品であり、損益はすべてお客さま等に帰属します。また、本商品は預金保険の適用は受けません。
- 【退職給付信託（指定運用型）の場合】信託期間は契約により定めます。契約に定めた期間満了から一定期間以前にお申し出がない場合、信託期間は1年間延長し、以後も同様とします。
- 【退職給付信託（指定運用型）の場合】原則として信託期間中の解約はできません。やむを得ない事由による信託期間満了日前の解約の場合には解約に伴う手数料等をお支払いいただく可能性があります。
- 株式会社りそな銀行は正当な事由があるときは、お客さまに対する1ヶ月前の予告により受託者の任を辞することができます。また、信託目的の達成または信託事務の遂行が著しく困難になった場合には、お客さまへの通知により信託契約は終了します。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等ならびにオプション等一部の派生商品については権利行使期間に制限があります。また、貸株取引の対象株式は議決権行使に制限を受ける場合があります。
- 投資事業有限責任組合や匿名組合等に出資する場合、出資持分の譲渡や担保差入れは当該組合等の運営者（無限責任組合員等）の事前の同意を要する等の制約を受けることがあります。
- ファンド・オブ・ヘッジファンズ等は解約通知をいただいてから資金化までに6ヶ月程度を要することがあります。
- 為替オーバーレイ運用および国内株式ならびに外国株式のエンハンスト・アクティブ運用では、為替オーバーレイの対象資産残高、および国内株式ならびに外国株式の投資元本を上回る取引を行うことがあります。

商号等：株式会社りそな銀行

～信託契約の締結媒介のご案内～

・当社は、株式会社りそな銀行の所属信託兼営金融機関として、信託契約の締結の媒介（取次）を行います。
・当社は、お客さまから当該信託契約に係る財産の預託を受けることはありません。

＜ ご参考　締結媒介の事務フロー ＞

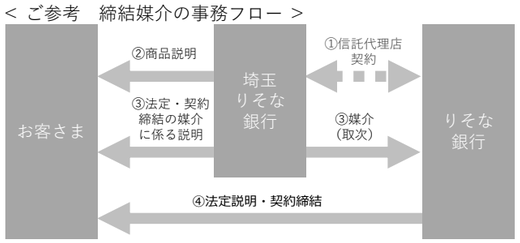

信託契約代理店が信託業法第74条の規定に基づき、または代理店が当該条項に準じ、信託契約の締結の媒介を行うときに、あらかじめお客さまに明らかにしなければならない事項を記載したものです。

Copyright © 2024 Resona Group. All Rights Reserved.

総合型確定拠出年金
『埼玉版商工会議所401kプラン』のご案内

りそな銀行
RESONA

信託契約代理店　埼玉りそな銀行

商号等：株式会社埼玉りそな銀行 登録金融機関　関東財務局長（登金）第593号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本クレジット協会

AD024年24-007

『埼玉版商工会議所401kプラン』の概要

『埼玉版商工会議所401kプラン』は、確定拠出年金制度導入に係る制度運営コスト及び事務手続きの負荷軽減を考慮した中堅・中小企業向けの総合型確定拠出年金制度です。
埼玉県内の各商工会議所地域に主たる事務所を有する企業（厚生年金適用事業所）であれば、ご加入いただけます。

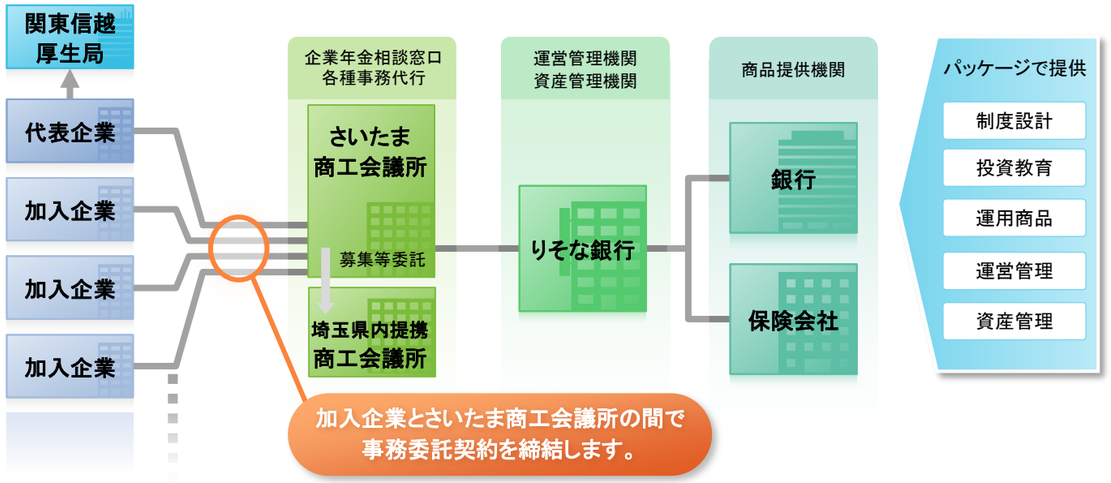

※ 運営管理業務の内、記録関連業務は「JIS&T社（日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー社）」に再委託します。
※ 資産管理業務の一部を「CBJ社（日本カストディ銀行）」に再信託します。

充実の商品ラインナップ

基本的な運用商品カテゴリー（定期預金、保険商品及び各アセットクラスの投資信託・年金投資基金信託※）を揃え、
投資に不慣れな方から経験者の方までご満足いただけるラインナップとしています。

元本確保型

定期預金
- 埼玉りそな据置定期預金「フリーポケット401k」
- りそな据置定期預金「フリーポケット401k」
- むさしの自由金利型定期預金＜スーパー定期401k＞

保険商品
- 有期利率保証型確定拠出年金保険「第一のつみたて年金（5年）」
- 有期利率保証型確定拠出年金保険「第一のつみたて年金（10年）」

元本確保型以外

国内債券
- Smart－i 国内債券インデックス
- りそな銀行 DC国内債券インデックスファンド※

外国債券
- Smart－i 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）
- りそな銀行 DC外国債券インデックスファンド※
- DCダイワ新興国債券インデックスファンド

資産分散
- Smart－i 8 資産バランス 安定型
- Smart－i 8 資産バランス 安定成長型
- Smart－i 8 資産バランス 成長型
- りそな銀行 ゴールデンエイジ 株30※
- りそな銀行 ゴールデンエイジ 株50※
- りそな銀行 ゴールデンエイジ 株70※
- りそなDC信託のチカラ ターゲットイヤー2030年※
- りそなDC信託のチカラ ターゲットイヤー2040年※
- りそなDC信託のチカラ ターゲットイヤー2050年※
- りそなDC信託のチカラ ターゲットイヤー2060年※
- DCダイナミック・アロケーション・ファンド（DC攻守のチカラ）

国内株式
- Smart－i TOPIXインデックス
- りそな銀行 DC国内株式インデックスファンド※
- 年金積立 Jグロース
- リサーチ・アクティブ・オープン（確定拠出年金向け）
- 大和住銀DC国内株式ファンド
- りそなDC信託のチカラ 国内株式+（プラス）※

外国株式
- Smart－i DC 全世界株式インデックス
- Smart－i S&P500インデックス
- フィデリティ・世界割安成長株投信（確定拠出年金向け）
- 大和住銀DC海外株式アクティブファンド
- フィデリティ・グローバル・ファンド
- りそなDC信託のチカラ 海外の株式インデックスファンド※
- 野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）

国内不動産
- DC・ダイワJ－REITオープン

外国不動産
- Smart - i 先進国リートインデックス

※確定拠出年金向けに開発した商品で、確定給付企業年金等で運用している合同口（年金投資基金信託）に投資します。

こんなニーズやお悩みはありませんか？

ニーズ
- 福利厚生の充実を図りたい
- DCを持つ中途採用者への対応は…
- 退職金制度の新設・見直しが必要だ
- 従業員のライフプラン組立てのサポートには…

『埼玉版商工会議所401kプラン』は様々な企業ニーズにお応えできます

埼玉県内の中堅・中小企業向けのDCプラン！

DCプランを導入する際に負担となる3要素（コスト・導入・運営）の軽減を図り、
各企業にマッチしたDCプランの導入が可能です。

■ 年間のコスト負担※

加入者	導入一時金（税別）初年度のみ	制度維持費用（税別）毎年度の費用
50名の場合	約12万円	約23万円
100名の場合	約18万円	約44万円

※ 別途、資産管理手数料（加入者1人当り年間1,200円（税別））及び投資教育費用がかかります。

■ 制度導入負担 ～制度設計・労使交渉・規約申請～

経験豊富なりそな銀行のコンサルタントが各企業にマッチしたDC制度の導入をサポートします。

自由に設定：掛金設定 ／ 適用範囲 ／ 制度移行 ／ マッチング拠出

共通設定：運用商品 ／ 拠出日 ／ 給付方法

	6ヶ月前	4ヶ月前	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後
制度導入スケジュールの一例	制度内容検討	労使交渉（社員説明会）	規約申請対応	加入手続き	投資教育	制度開始	掛金振込
りそなのサポート	制度提案	交渉・説明	雛形提供		講師派遣（有料）		

規約変更・法改正のサポートも万全！

■ 制度運営負担 ～運営事務・加入者対応～

さいたま商工会議所が加入企業の各種事務を代行しますので、安定した制度運営が望めます。
加入者は、りそな銀行の一般型プランと同等の加入者サービスを享受できます。

加入者サービス：コールセンター ／ パソコン ／ スマートフォン ／ テキスト（有料） ／ 継続教育メニュー（有料）

※ すぐわかる・よくわかるチャネルには無料の教材をご準備しております。（https://www.resona-tb.co.jp/401k/pop/channel/）

加入を希望される企業のみなさまは、以下の事項を必ずご確認ください

- 確定拠出年金の給付金は、加入者が60歳になるまで原則受取れません。（脱退一時金の要件に該当する場合を除く）
- 60歳時点の通算加入者等期間が10年に満たない加入者は、受給開始年齢が最長65歳まで延長されます。
- 事業主は、従業員に対し確定拠出年金導入の周知徹底と、加入者への継続的な投資教育義務が課せられます。
- 勤続3年以上の加入者に対し、理由の如何にかかわらず事業主掛金の返還を求めることはできません。
- 各種データ及び掛金の納付等は全加入企業に影響を及ぼすため、必ず期日までに対応ください。
- **原則として従業員数（加入者）30名以上の企業が対象となります。**

「埼玉版商工会議所401kプラン」についてのお問合せは・・・
りそな銀行 信託年金営業部（東京） TEL 03（6704）3472
りそな銀行の確定拠出年金ホームページはこちら http://www.resonabank.co.jp/nenkin/dc/

- 本資料は『埼玉版商工会議所401kプラン』＜規約名：さいたま商工会議所総合型確定拠出企業型年金規約＞」の概要をご紹介するものであり、各金融商品を勧誘するものではありません。詳細については、上記りそな銀行年信託金営業部までお問合せください。
- 本資料は、2024年11月現在の制度・法令に基づき作成しているため、記載内容に変更が生じる場合がございます。

Copyright © 2024 Resona Group. All Rights Reserved.